

宿泊約款

第1条 (適用範囲)

- 1.当施設の締結する宿泊契約及び、これに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 (宿泊契約の申し込み)

- 1.当施設の、宿泊契約の申込み受付開始日は公式ホームページ新着情報に揭示致します。
又、申込み受付の締め切りは、ご利用日の4日前迄です。
- 2.当施設は、宿泊契約の申し込みをお受けした場合には、その申込者に対し、次の事項を当施設にお申し出いただきます。
 - (1) 宿泊者名、住所、電話番号、利用人員(大人、小人、乳幼児の数および総人数)
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金
 - (4) 当施設まで起こしになる利用交通機関。但しお車の場合駐車場も予約制です。又当施設が指定した場所に駐車してください。
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 3.宿泊者より、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続申し入れがあった場合、当施設はその申し入れのあった時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 (宿泊契約の成立等)

- 1.宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
ただし、当施設が承諾をしなかった場合は、この限りではありません。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金及び食事料金を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただく場合があります。
- 3.申込金はまず、宿泊者が最終的に支払うべき料金に充当します。但し取消しをされた場合において、取消料が必要な場合は取消料に充当いたします。
- 4.第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

第4条 (申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 1.前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金のお支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2.宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 (宿泊契約締結の拒否)

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結をお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

第6条 (宿泊者の契約解除権)

- 1.宿泊者は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2.当施設は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合取消料(違約金)を申し受けます。
- 3.当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後5時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当施設の契約解除権）

- 1.当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同じ行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその他の役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病であると明らかにみとめられるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は功利的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (6) 天災など不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき

第8条（宿泊の登録）

宿泊者は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、住所
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、パスポートの提示並びにコピー等をさせていただきます。
- (4) 出発日及び出発予定時刻
- (5) その他当施設が必要と認める事項

第9条（客室の使用時間）

- 1.宿泊者が当施設の客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2.当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合においては、追加料金を申し受けます。

第10条（ペットの取扱い）

当施設では、施設内及び敷地内へのペット類（動物、鳥類など）の持込みはお断りいたします。

第11条（当施設及び敷地内に持込みできないもの）

- (1)不潔又は臭気のため、他のお客様に迷惑をかけるもの
- (2)著しく多量の物品
- (3)火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
- (4)適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
- (5)その他法令で所持を禁じられているもの及び当施設が不適切と判断してもの

第12条（持込み食材の調理依頼）

お客様が持参されました食材を、当施設スタッフが調理することはお断り致します。

第13条（営業時間）

- (1)チェックイン 14:00～20:00
- (2)朝食 7:30～9:00
- (3)夕食 18:00～20:00
- (4)電話での予約受付等 9:00～18:00

第14条（料金の支払い）

- 1.宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、公式ホームページ等に掲示する料金表によります。
- 2.前項の宿泊料金等の支払いは、宿泊者の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3.クレジットカード、旅行小切手等の取扱はしておりません。又通貨は日本円のみです。
- 4.当施設が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けず。

第15条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

- 1.当施設は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2.当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、掲示する違約金相当額を補償料として支払い致します。

第16条（宿泊者の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊者の手荷物等を、宿泊に先立って当施設に送付される場合は、当施設が了解した場合に限ります。
2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

第17条（駐車場の責任）

宿泊者が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第18条（宿泊者の責任）

宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第19条（予約者の第三者への譲渡）

予約された事項を第三者へ譲渡する場合は当施設の承認が必要になります。なを当施設がお断りする場合も御座います。

第20条（取消料・違約金）

30名まで 7日前まで無料 6日前～4日前20% 3日前～2日前30% 前日70% 当日100%

31名以上 15日前まで無料 14日前～8日前10% 7日前～6日前20% 5日前～3日前30% 2日前50% 前日80% 当日100%